

1. 本件無効確認訴訟（行政事件訴訟法3条4項、36条）において、Xの請求が認められるためには、どの様な主張をすべきか。
2. 行政行為は、処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に、無効とされる。Xは、本件許可処分に距離制限を遵守しない瑕疵があることを主張して、処分の無効を求めるべきである。
3. 瑕疵の重大性について、法は、たばこ事業の健全な発展と、そこから得られる歳入安定を図ることを目的とした法律である。たばこ小売店同士の距離確保は、それぞれの小売店の収入を確保し、ひいては小売店から得られるたばこ税による歳入を確保することに繋がる。実際、Fのたばこ小売店が、Xの店の80m先という十分な距離が確保されない状況で開業したことによって、Xの店の売り上げは70%にまで落ち、小売店の収入が確保されなくなっている。よって、距離制限に関して生じた本件瑕疵は、たばこ事業法の根幹を害する、重大なものである。
4. 瑕疵の明白性について、瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかによって決せられる。
本件許可は、Fが、大阪市内の市街地にあるXの店舗から80mの地点においてたばこ小売販売業を営むことを認めたものである。法23条3号は、営業所の市がたばこ販売業を行うのに不相当であると財務省令で定める場合において、製造たばこの小売販売を不許可とできることを定めている。大阪市は人口50万人以上の市制施行地であるから、新たに開店する営業所は、他の営業所から100m以上離れている必要がある（法施行規則20条2号、告示1項・別表一）。
確かに、近畿財務局長は法44条に基づいて、財務大臣から営業許可権限を委任されている。しかし、白紙委任がされたとは言えず、法や、法施行規則、告示に拘束される。Xの店舗から80mの距離に新店舗営業を許可することが、法施行規則20条2号に該当し、法23条3号の規定する「営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不相当である場合」について許可をすることに当たるのは明白である。
明らかに法施行規則20条2号の場合に当たるにも関わらず、本件許可をしたことは、処分の外形上、客観的に、一看見取し得る誤認をしたと言える。
5. よって、Xは、上記事情を鑑みると、本件許可処分の瑕疵は重大かつ明白であると言えるため、本件許可処分は無効な処分として取消す必要があることを主張すべきである。

コメントの追加 [i1]: 正しいですが、これは条文に明記されているわけではないので、論証が必要になります。違法なのであれば、軽微であろうが無効であるのが自然な考え方ですが、このように、重大かつ明白という要件が加重されている理由を説明しなければなりません。

コメントの追加 [i2]: まずは、本件許可が違法であることを、個別法の条文に則して説明する必要があります。

コメントの追加 [i3]: これを冒頭で述べておくべきでした。

コメントの追加 [i4]: この2文ですが、違法の明白性との関係が不明です。特に意味がないように思いましたが、そうであれば削って良いように思います（何か意図があつてのことであれば、明白性との関連性がわかるように書けると良いです）。

以上